

○成就館学内者使用細則

令和2年2月27日

改正 令和3年1月14日

(趣旨)

第1条 この細則は、成就館規程第2条に基づき、成就館の学内者の使用等について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この細則の適用対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）学生
- (2) 本学職員（非常勤講師を除く。）
- (3) 龍谷大学校友会及び龍谷大学親和会

2 前項第2号の者であっても、その使用目的が第3条第1項各号に該当しない場合、学外者の使用として取り扱う。

(使用目的)

第3条 成就館は、次の各号の目的で使用することができる。

- (1) 課外活動をはじめとした学生の活動等で使用する時。
- (2) 本学が行う行事・事業で使用する時。
- (3) 本学が行う教育・研究活動で使用する時。
- (4) 本学職員が、主体となつて行う教育・研究活動等で使用する時。
- (5) 本学学生又は本学職員が、地域との連携、ボランティア活動等の拠点として使用する時。
- (6) 龍谷大学校友会又は龍谷大学親和会が行う行事・事業で使用する時。
- (7) その他学長が特に必要と認めた時。

2 次の各号の目的での使用は、大学の許可がある場合を除き、認めない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) カルト等への勧誘
- (3) 政治活動
- (4) その他大学の教育、研究又は学生生活に支障の生ずるような行為

(施設等)

第4条 成就館において使用できる施設等（以下「施設等」という。）は、次の各号及び次のとおりとする。

- (1) J101～J403の各室
- (2) Sozo Square 1～4の各室
- (3) En Square 1～3の各室
- (4) 聚学庵
- (5) En Lounge
- (6) Promotion Square
- (7) Ryukoku Main Theater
- (8) Ryukoku Live Theater
- (9) Workroom
- (10) En Terrace
- (11) Theater Lounge 1～2の各室
- (12) Caf Ryukoku &

2 付属設備については、別の定めによる。

(使用日時)

第5条 成就館の使用可能時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生部長は、必要に応じて使用可能時間を変更することができる。

(使用手続)

第6条 成就館の使用希望者は、使用責任者を定め、所定の使用願に必要事項を記入し、学長宛てに提出しなければならない。

2 使用願受付期間は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第7条 学長は、提出された使用願について、その使用目的、内容等を審査し、使用の可否を決定する。

2 学長は、前項の審査及び決定について、学生部長に権限を委譲することができる。

(使用の変更・解約手続)

第8条 使用者の都合により、使用内容の変更又は使用の解約を行う場合は、使用願受付期間内（ただし、使用願受付期間末日が土曜日、日曜日、祝日又は休館日の場合は、その前日まで）に、学長宛てに所定の様式にて届出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号の定めを遵守しなければならない。

- (1) 本学の教育，研究又は学生生活に支障の生ずるような行為をしてはならない。
- (2) 施設，設備，什器，備品等を滅失，紛失，破損又は汚損してはならない。また，許可なく什器，備品等を移動してはならない。
- (3) 火災予防その他の事故防止に万全を期さなければならない。
- (4) 法令及び本学の諸規則に違反する行為並びに他の使用者，近隣住民の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 本学の許可なく，他者に権利を譲渡したり，施設等を使用させたりしてはならない。
- (6) その他本学職員の指示がある場合，これに従わなければならない。

(使用者の通報義務)

第10条 使用者は，次の各号のいずれかに該当する場合，直ちに，本学職員に通報しなければならない。

- (1) 施設，設備，什器，備品等を滅失，紛失，破損又は汚損した場合
- (2) 火災，盗難その他の異変があった場合又は異変が予知される場合
- (3) その他緊急措置が必要と認められる事由が発生した場合

(使用の取消・中止)

第11条 学長は，使用内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は，施設等の使用を許可しないことがある。また，使用許可後であっても，その使用許可を取り消し，又は使用を中止させることができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛ける恐れがあるとき。
- (2) 本学の教育，研究又は学生生活に支障があるとき。
- (3) 本学の建学の精神に反する恐れがあるとき。
- (4) 使用願に虚偽の記載があったとき又は使用許可書を不正に利用したとき。
- (5) 法令及び本学の諸規則に反する行為をしたとき又はその恐れがあるとき。
- (6) その他使用が不適切又は管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定に基づき使用許可を取り消し，又は使用を中止させた場合において，使用者に損害が生じたとしても，本学は一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第12条 学長は，前条の措置を行った場合又は使用後において，その使用が前条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合，その使用者に対し，以降の成就館施設等の使用を禁止することがある。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により施設、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第14条 この細則に定めのない事項の取扱いは、学生部長が決定する。

(事務の所管)

第15条 この細則に関する事務は、学生部が行う。

(細則の改廃)

第16条 この細則の改廃は、成就館運営委員会の議を経て、部局長会において決定する。

付 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年1月14日第3条改正)

この細則は、制定日(令和3年1月14日)から施行する。

別表 使用願受付期間(第6条第2項関係)

第4条第1項に規定する施設		その他の事項
第7号, 第8号以外	第7号, 第8号	
使用希望日の6ヶ月前から前日まで	使用希望日の6ヶ月前から1週間前まで	学生部長が、特別の事情があると判断した場合は、左記の受付期間前であっても使用願を受け付けることがある。 左記の使用願受付期間を過ぎた後は、施設等の空き状況により使用願を受け付けることがある。